

令和3年度 税制改正について

令和2年春、世界中が新型コロナウイルスによって大混乱をきたし、医療も経済も戦争に例えられて臨戦態勢となっています。国民や企業の多くが、コロナショックによってダメージを受けている時に、その生活や事業を支えるのが国家の役割、財政の役割であり、その判断を政治が遅滞なく先手先手で実施すべきで、判断を誤ってはなりません。その結果として事業継続が出来て、雇用が維持され、新型肺炎の終息とともに消費が回復し、活発化していく。これによって税収が増えて財政が健全化して行くと言うのが、本来の経済・財政のあり方である。

財政再建は一つの考え方、手段ですが、それが自己目的化してしまえば、緊縮財政に走ってその為に経済を壊してしまったら本末転倒である。そこを間違えてしまったら絶対にダメである。アベノミクスと言う虚構に対して、昨年10～12月期のGDPはマイナス7.1%、コロナの影響の前の数値である。日本経済の本質的な問題を新型肺炎のせいにして隠す動きが有るが言語道断である。新型コロナウイルス対策も然り、世界中がPCR検査を急いだのに日本だけが躊躇して対策が遅れた。思い切った政策決断が出来ないで小出しにやっていると影響が長引いて終息の目処が立たなくなる。国内の企業、法人がバタバタ倒れて、仮に終息しても企業が生き残れなければ日本の経済は破綻する。税収どころの話ではなくなると言うことです。

雇用の流動化政策以降、非正規雇用の問題が顕在化し、格差社会が拡大し、若者は貧困化して、少子化にも歯止めが掛からない。世界に例を見ない実質賃金の低下（資料8,9参照）が物語っている。少子高齢化とともに生産年齢人口の減少で、労働者が減って求人が追いつかないことに対して、雇用が安定したと言い換えてみたり、今度は新型コロナウイルスの影響で非正規雇用をバタバタ解雇して行けば、外国人も誰も日本で働こうとする人がいなくなります。新型コロナで切り捨てることはあってはなりません。雇用の維持が回復のカギであり、若者に対する税そのものの再配分比率を見直すことが重要である。日本の最低賃金と生産性は、主要国の中でも低いままで、時給はこの20年間、主要国の中では日本だけがマイナスです。（資料10,11参照）

日本の役所は、誰も責任を取らないし、そのシステムが無い。ETFやGPIFを使って株を買い支える、年金で博打のような対策をとっても、誰も責任を取らない。つまり、経済、財政、税制等の、政策自体矛盾していることに安倍首相以下、誰も気がついていないのかもしれませんが。冷静に考えれば気づく政策矛盾を認識できないため、整合性を取るためのデータ改竄や隠蔽が後を絶たない。冒頭に戦争に例えましたが、このまま安倍政権の矛盾した政策が進めば、戦前の政策が国民的破局を招いたように、破綻をもたらす可能性が高いと考えます。政府としては経済の惨状をどうにか誤魔化したいのかも

しませんが、政策の矛盾点を示す資料を後段にまとめました。ご確認の上、政策の転換を求めます。日本が経済危機を迎え、2流国に転落するかもしれません。

経済とは『経世済民』世を治めて人々を苦しみから救うことであります。経済や財政の基本やセオリーを無視することなく、余計なバイアスが掛かった特別措置法等を整理する必要があります。世界的視野に立って、データに基づいたシンプルな税制にドラスティックに変換・改正することを強く望みます。今は、国民の生活や事業を支えるのが国家の最大の役割であり、早急に政策を打っていかねばなりません。消費税については景気が回復するまでの間、思い切った減税もしくは無税化するべきです。デフレ状況下で増税を繰り返してきた反動と、新型肺炎による経済活動の停止と需要不足によるデフレ圧力の二重の影響でリーマンショック以上のマイナス成長に陥っている。これを脱却する為には、減税と大規模財政出動を実施して、早期に回復基調に乗せなければなりません。既に新型肺炎の一定の収束を見た中国や韓国は経済復興に向けての取り組みが始まっている。4月29日付の日本経済新聞には「コロナ禍 倒産、年1万件超も、宿泊業や飲食業に打撃」という記事も出ていた。先に復活した中国、韓国の企業によって世界市場を奪われ、日本が正常化するころには too late (手遅れ) なんて言う事態にならないように、スピーディーで大胆な対策を切望する。

日本の企業の99%は中小企業であり、国の経済の裾野を支える中小企業を維持・増進できなければ日本の経済の再生はあり得ません。この提言が届く頃には日本の新型肺炎が終息し、経済復興に向けて邁進していてくれることを祈るばかりです。

栃木県内法人会は、税制提言をするに当たっては、毎年会員に対してアンケートを実施しており、今回もその結果を踏まえて、令和3年度の税制改正提言について、次とおり提言いたします。

1 地方経済と中小企業の活性化

地方活性化には中小企業の役割が大きい、雇用の確保や設備投資による技術力向上を図り安定経営を目指している。昨今の景気においては悪くなっており更に悪化すると考えている企業経営者が多数占めている。会員アンケートでは今後の予測が減益、変わらないが「77.9%」であった。

地方中小企業の雇用確保策として移住者支援金（就業後3ヶ月後申請）に加え、一時金として支援することにより就業し易くする。また、中小企業の活動を促し、地方経済の活性化を図るため、法人税実効税率をさらに引き上げる必要があります。

平成30年度税制改正にて事業承継税制（相続税や贈与税）が大幅に緩和されたことにより後継者へのスムーズな承継が出来ると思われるが、引き続き一般財産と事業財産を切り離した独立した事業承継税制の創設が必要です。

中小企業の法人税軽減税率については、平成31年度税制改正において2021年3月まで適用期限が延長された。経営環境が更に変化をしている昨今、利益を確保

するまでに至っていない状況です。そんな時代でも経営を継続するためにも更なる税負担の軽減が必要であります。

イ 法人実効税率 29.74%を 20%台半ばまで引き下げを求めます。

ロ 事業承継については、欧米並みの一般財産と事業用財産を切り離した独立した事業承継税制の創設を求めます。

ハ 軽減税率適用所得金額の引上げ（2,000万円まで）と軽減税率の 10%までの引下げを求めます。

2 財政健全化と行政改革

中国に始まった新型コロナウイルスの感染拡大が、日本、さらに世界中に波及しています。この危機に際し、日本は事業規模 100 兆円以上の大型の緊急経済対策打ち出しました。これで「コロナ禍」による経済的な打撃が克服できるとは思えず、収束以降はさらなる財政支出が不可避的事態となっています。

行政改革について、公務員数の縮減や人件費の抑制は、1980 年代以降、数度にわたって行われてきました。すでに、公務現場の 4 割程度はパートなどの非正規労働者が占めており、人事院勧告制度による賃金制度も変化してきています。公的施設の民間委託、団体の独立行政法人化や第 3 セクター化、指定管理団体制度や民間活力による公的施設の建設・運営（PFI）の導入なども進みました。最後に残った公的事业である水道事業も、広域化や民営化が進みつつあります。残るは行政の仕事自身を減らすことと、地方自治の改革です。この両者を解決するものとして、さらなる大胆な規制緩和と道州制の導入が検討課題になっています。

規制緩和には、中央諸官庁の抵抗がまだまだ根強いのが事実です。現在は世界経済の不透明さ、相次ぐ自然災害、さらに「コロナ禍」と危機的状況であります。だからこそ、より一層の改革世論を巻き起こし、「抵抗」を封じることが求められています。安倍政権は二度にわたって消費税率を引き上げました。昨年 4 四半期の経済成長率がマイナス 7.1%と大きく減退したことに表れているように、増税は景気に大きなマイナス効果をもたらします。この後に新型コロナウイルスが来襲しただけに、結果論ですがタイミングも最悪でした。消費税によって 10%もの購買力が奪われる訳ですから、増税の時期は慎重に図るべきです。そのためには、日本経済全体の活性化、競争力強化を図る必要があります。これによって税収増を図るのです。何故なら、これ無しの制度改革は国民の一方的な負担増になってしまうからです。

政府は「成長戦略」「未来投資戦略」を進めてきましたが、いかんせんスピードが遅く、大胆さにも欠けています。当面コロナ対策が優先されますが、ゾンビ企業の延命措置より、成長を期待する産業の選定や支援の在り方をより一層吟味、加速させる必要があります。

世界は大きく変化し、各国間の力関係も変化しています。AI（人工知能）や IoT（モノのインターネット）に代表される新技術やサービスが次々に登場しています。我が

国は現実に米国や中国に大きく水を空けられている分野も少なくありません。民間の知恵を借り、規制緩和を進め、支援策においては思い切った重点化政策を行うべきです。こうした政策全体があつてこそ、財政再建も可能になります。

このような課題は次の政権に託されることになるでしょう。一層のスピードとリーダーシップの発揮が求められるところです。

- イ 行政機構の改革。（業務内容ごとに集約する。例えば、各省庁がそれぞれに行っている統計業務を一本化するなど、データ改竄や不正防止にも役立つ。）
- ロ 国地方公務員の人員削減及び議員定数の削減。（職員の非正規化は格差拡大を助長する。）
- ハ 地方公務員の給与等を適正水準へ是正。（社会保障を含め官民格差を是正する。）
- ニ 高額な議員報酬の削減と政務活動費の適正化。
- ホ 基礎自治体を 30 万人と考え、さらなる市町村合併の促進。
- ヘ 広域連携による効率化を目指し、道州制の導入と権限と財源の移譲を図る。
- ト 少子化の根本原因をただし、若者に対する積極的な税の再分配を行う。

3 社会保障制度の改革

消費税が 10%に引き上げられた。2000 年代半ばに始まった「社会保障・税一体改革」は終了しました。だが、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年問題もあり、社会保障の改革はこれからが正念場です。

低成長で貧困化が進み、人口減少、少子高齢化する中、いま政治に求められているのは持続可能な社会保障制度の再構築、即ち給付と負担のバランス、これらを維持するための財源の確保を図る抜本改革であります。

持続可能な社会保障制度を構築するうえで現行制度を見直す必要があると思料します。公的年金については、国民年金と厚生年金に大別され、保険料、給付額に大きな格差があります。また、医療保険も、国民健康保険、協会けんぽ、組合健保があり、負担と給付に大きな差があります。当会では、これら制度を一元化して負担と給付の格差を解消すること、保険料の負担は個人負担（上限額の撤廃）と税金にすべきと提言してきました。保険料については、アンケートの結果 90%以上が負担感を感じていることから、個人の保険料は所得額や保有金融資産の額に応じた「応能負担型」とします。また、現在法人が折半で負担している保険料は、税金（法人税）として利益または売上額に応じて徴収することを検討すべきと考えます。

保険料の確保（支え手の増）は、公的年金の財源確保・給付水準向上のため、短時間労働者（非正規雇用・パート職員）の厚生年金への適用が検討されていますが、当会のアンケートでは、賛成が 55%、反対が 45%と賛成が多いです。

真の困窮者を救うためには、社会保障の支え手を増やす努力も必要であり、在職高齢年金の見直しや年金の繰り下げ拡充など最低 70 歳までの就労促進を軸に、働き方

改革や資産形成を促す政策も重要です。その関係で負担の在り方も見直しも必要です。例えば、現在の「年齢差別」的な医療の窓口負担を改め、「応能負担別」の窓口負担に変更する改革は不可避だが、保険料や税でも、世代にかかわらず、社会保障・税番号制度も活用し、年金などの所得も合算しつつ、資産を含む負担能力に応じて負担する仕組みとするのが望ましい。

まずは、団塊の世代が75歳となり始める22年に向けた改革断行が急務です。短期的でパッチワーク的な買う核ではなく、中長期的な視点での抜本改革が必要であり、「何を守り、何を諦めるのか」といった国民視点での「新たな社会保障の哲学」や国民が共有できるビジョンを構築する必要がある。

イ 年金制度、健康保険制度の一元化を早期に図ること。

ロ 保険料は「応能負担型」の個人負担とし、法人負担部分は法人税として利益または売り上げに応じての徴収を検討すること。

ハ 医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。加えて、医療費の抑制のためジェネリック医薬品の普及率80%の促進を図ること。

ニ 公的年金の財源確保・給付水準向上のため、短時間労働者（非正規雇用・パート職員）の厚生年金への適用と70歳までの就労を促進すること。

併せて年金支給開始年齢の引き上げを一体的に議論する必要がある。

4 税のあり方とつかわれ方

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）によれば、100余の特別措置法（以下特措法）が在り、約130万法人約200万件の適用を受けています。

資本金一億円未満の中小企業が9割を占めその恩恵を受けているが、特措法の7割強が過去3年度100件未満の適用にとどまっています。

このように煩雑化したこれらの特措法は基本、税制本法に統合し恐慌時などの「特別」な事態に対応するためのみに時限法として制定すべきであろう。

納税申告手続きについては、現在電子申告により従前よりも手続きは簡素化されているが、中小事業者にとっては、煩雑さを払拭できない状況にある。なお一層の手続き簡素化が望まれています。

令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられるとともに軽減税率制度が導入されました。アンケートによると、税率引き上げ前後の売上業績は半数以上が「変わらない」と回答しています。軽減税率については、廃止や見直しを求める意見が多く寄せられています。税の公平性に鑑みて甚だ不相当であり、その適応範囲も公正に決められたとは言えない。従って、軽減税率制度は撤廃するべきではないか。また、手続きの煩雑さやキャッシュレス（以下CL）業者への手数料が利用を阻害しているとの回答が多かったCLポイント還元は活用されていない故、適用期限の6月末で終了する

こととしてこれ以上の税金投入は避けるべきではないか。

GAF Aをはじめとする国際的企業の税徴収が問題化されていますが、根本的に大企業と中小以下の企業では負担感に大きな乖離がある。「トーゴーサンピン」は、かつて所得把握の揶揄であったが、今のそれは企業規模による税徴収率であるようにも感じられるようになりました。

徴税は所得に対する割合(率)によって行われるが、多くの不公平感や税引き後の可処分所得額によるものと考えられる。ベーシックインカム制度の導入に議論されているが、可処分所得を基に税率を再考していくことも、この際には必要であると考えられます。

このような負担感の差や、税の役割であるはずの「富の再配分」が適正に行われていないと考えられない現状が、「税金は罰金」のような風潮を生み出すと考えられます。所得格差の是正のために累進税率を見直し、所得再分配機能を強化する必要があります。法人税についても利益に応じた累進課税を導入することも検討に値します。

税や社会保険料に「負担感」があり、厚生年金保険料の事業所負担分は強いです。

今後の持続可能な社会保障制度のためには、給付水準を引き下げ、負担は維持するか減らすかを法人会会員は期待しています。

また、従来からの事業承継税制の本則化や、世帯ごとの課税方法となる「n分のn乗」方式の導入も、これらの負担感を和らげ、少子高齢化社会への対応として期待できると考えられます。

さらに、厚生年金の短時間労働者/非正規雇用者への加入適用は、年金の財源増と労働者の年金増に繋がることから歓迎する傾向もあります。

このように、「タックスペイヤー」として、税の使われ方に具申することも納税者の権利として広く知られるべきであると考えます。

イ 租税特別措置法については、見直しを求めるとともに、所期の目的を果たしたもののや利用がないものの整理統合を求めます。

ロ 中小事業者の電子申告制度における申告手続きの簡素化を求めます。

ハ 消費税軽減税率制度の廃止とキャッシュレスポイント還元適用期限の遵守(延長しないこと)を求めます。

ニ 所得格差是正のために累進税率を見直し、所得税の再分配機能を強化することを求めます。また、法人税についても利益に応じた累進課税の検討を求めます。

5 当面の税制改正要望について

個別の税目について、アンケートに寄せられた改正要望などは、次のとおりです。

(1) 法人課税

内部留保金に対する課税強化を求めるものや設備投資や賃上げの促進のため、税率の引き下げ、軽減を求める意見が多いです。

イ 基本税率の更なる引き下げと中小企業への軽減税率適用所得金額の引き上げ

(2,000万円程度まで)と軽減税率の引き下げを引き続き求めます。

- ロ 役員給与の原則損金算入を求めます。
- ハ 過去最高に膨れ上がった大企業の内部留保金を設備投資に向けさせるため、所得金額(利益額)に応じた累進課税の導入の検討を求めます。
- ニ 法人税収額を景気にあまり左右されない安定した財源にするため、課税標準を所得(利益)から売上高(外形標準課税)に変更することの検討を求めます。

(2) 個人所得課税

本年も、所得格差を是正するため高所得者に対する負担増や、累進税率の強化を求める意見が多くあります。

- イ 富裕層は所得金額が1億円を超えると租税負担率が低減すると言われていています。これらの要因である金融所得の分離課税の税率見直しや総合課税への一元化を求めます。
- ロ 基幹税としての財源調達機能と再分配機能を強化するために、累進税率の抜本的な見直しを求めます。
- ハ 各種控除の見直しも必要であるが、公平で簡素という観点から「個人単位課税」を改め、当法人会が従来から提言している「世帯単位課税」(N分のN乗方式)の導入が望ましい。
- ニ 少子化対策のため、子供が多い程有利になる税制の構築を急ぐべきであります。

(3) 消費税

持続可能な社会保障制度の安定的財源として消費税は必要であるが、昨年10月の税率引き上げに伴い導入された軽減税率制度については、廃止や見直しを求める意見が多く寄せられています。また、10%強が軽減税率に「うまく対応できない。」と回答しています。

- イ 軽減税率制度は、事業者の事務負担、簡素化、税収確保などの観点から廃止することを求めます。
税率10%までは単一税率が望ましい。
- ロ 低所得者対策としては、マイナンバーを活用して給付付き税額控除を採り入れるのが望ましい。
- ハ 税率引き上げによるキャッシュレスポイント還元策については、適用期限で必ず終了することを求めます。

(4) 資産課税

アンケートでは、事業承継の10年特例制度の活用実施、検討等が80%となっており、中小企業の存続、事業活動の活性化のためには必要不可欠な制度であります。

中小企業にとっては円滑に事業承継が行われることが最も望ましいこととあります。特例制度の本則化を求めるとともに、引き続き、事業用財産と一般財産と

を切り離した事業承継税制の創設を求めます。

(5) 地方税

地方税についてアンケートでは、どの税目についても軽減、見直しを求める意見が圧倒的に多いです。特に、固定資産税、都市計画税、償却資産税、事業所税が顕著です。

イ 固定資産税については、景気の現状や実勢価格に照らして評価額が高いという意見が多く、一様に重税感を強く感じています。

ロ 土地評価額については、「一物四価」（時価、公示価格、基準地価格、相続税評価額）を早急に一元化すべきです。

ハ 固定資産税の課税に当っては、土地については収益還元価額を、建物については再建築価格でなく経年評価を実施するよう強調しておきます。

ニ 都市計画税、事業所税及び償却資産税については、重複課税や目的税としての意味が薄れて課税が惰性化していると思われるので、廃止すべきです。

6 終わりに

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、研修会や租税教室の開催を通じて、税に関する啓蒙活動を行っており、今後も引き続き注力してまいります。

また、タックスペイヤーとして、納税の義務と納税者の権利に思いを致し、研鑽を積み、会員をはじめとして納税者の声を、提言に反映できるよう努める所存であります。

各位には、われわれの提言にご理解を賜り、その実現にお力添えくださいますよう、お願い申し上げます。

会員への「税制改正に関するアンケート調査」の結果を巻末に添付しましたので、ご参照ください。